

を発行してもらい、提出します。正式なものであれば、過去に発行されたものでも構いません。

単位修得見込証明書が発行されない場合には、その書類の代わりに、事情説明と修得見込の授業科目（単位・担当者）を記入した文書（書式自由、A4用紙）を申請者が作成し、署名・捺印して提出してください。

修得見込で申請する場合には、2020年3月31日（火）までに単位修得を証明する書類を提出します。提出されない場合には、審査に合格していても無効となり、提出された申請書類もすべて無効となります。次年度以降資格認定を希望する場合には、再度申請し直す必要があります。

科目内容基準とシラバス内容の対応表（「基礎」用） 様式 3-2 (1)

科目内容基準とシラバス内容の対応表（「専門性」用） 様式 3-2 (2)

科目内容基準とシラバス内容の対応表（「認知」用） 様式 3-2 (3)

科目内容基準とシラバス内容の対応表（「社会情動」用） 様式 3-2 (4)

科目内容基準とシラバス内容の対応表（「言語」用） 様式 3-2 (5)

説明

大学院で履修した授業科目のシラバス（授業概要）に指定科目の科目内容基準（p. 54～資料1）が含まれていることを具体的に示す書類です。指定科目取得講習会で履修した指定科目については、提出する必要はありません。

指定科目単位として認定を受けるには、それぞれの科目において条件が定められています。

指定科目の単位数の認定は、基本的に、授業科目のシラバスに各指定科目の科目内容基準に記載された項目に相当する内容が何%以上含まれているか（これを内容充足率と呼びます）によって決まりますが、科目ごとに若干異なりますので、十分注意してください。

科目内容基準に記載された項目は、1つの授業科目のシラバスで、1回の授業につき1項目のみ含めることができます。同一シラバス内で、1回の授業において2項目以上を含めることはできません。また、項目は、シラバスで設定された各授業時の内容として含まれていることが明らかに分かるようにしてください。

なお、1つの指定科目の単位数は、1つの授業科目で満たすものでも、複数の授業科目の単位を合算して満たすものでも構いません。ただし、1つの授業科目には、少なくとも2つの科目内容基準に記載された項目が含まれていなくてはなりません。

1つの指定科目の単位を2つの授業科目で満たす場合、それぞれの授業科目ごとに対応表を作成してください。

例えば、指定科目「認知発達とその支援」の4単位を、大学院で履修した授業科目A（4単位）のうちの2単位と授業科目B（2単位）で満たす場合、様式3-2（3）を使って授業科目Aについて1枚、授業科目Bについて1枚の対応表が必要です。

1つの授業科目の単位数を超えて指定科目の単位数に数えることはできません。

「臨床発達心理学の基礎に関する科目」（「基礎」）および

「臨床発達支援の専門性に関する科目」（「専門性」）の認定条件

それぞれの授業科目について、以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 「基礎」と「専門性」それぞれについて全体で4単位
- ② 全体で内容充足率50%以上

- ① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。
「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」それぞれについて項目数は12ですので、6項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）、その科目について1～4単位の認定が受けられます。

授業科目のシラバスに3項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率25%以上）、その科目について1～2単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、授業科目の単位数を超えることはできません。

- ② 次に、1つの授業科目で単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。
2つの授業科目の合算で4単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすのが条件ですので、項目に相当する内容の重複を除いて、6項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば1つの授業科目C（2単位）に3項目に相当する内容が含まれ、もう1つの授業科目D（2単位）に5項目に相当する内容が含まれていたとします。そのうち3つの項目が重複していたとすると、全体では5項目に相当する内容となり、全体で内容充足率が50%を下回ることとなり、この指定科目の4単位は認定されません。2単位分のみが認定されます。

「認知発達とその支援に関する科目」

「社会・情動発達とその支援に関する科目」

「言語発達とその支援に関する科目」の認定条件

それぞれの授業科目について、以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 「発達の基礎」2単位、「支援」2単位、合わせて4単位

- ② 「発達の基礎」「支援」のそれぞれにおいて、合わせて内容充足率50%以上

どの項目が「発達の基礎」「支援」に該当するかは資料1の1.（p. 56～p. 58）を参照してください。

- ① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。
指定科目「認知発達とその支援に関する科目」、「社会・情動発達とその支援に関する科目」、「言語発達とその支援に関する科目」のいずれの科目についても、それぞれの科目の項目数は「基礎」が6項目ですので、3項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）、それぞれの科目について「発達の基礎」1～2単位の認定が受けられます。同様に、「支援」についても、指定科目「認知発達とその支援に関する科目」、「社会・情動発達とその支援に関する科目」、「言語発達とその支援に関する科目」のいずれの科目についても、それぞれの科目の項目数は「支援」が6項目ですので、3項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）、それぞれの科目について「支援」1～2単位の認定が受けられます。また同じく「発達の基礎」「支援」について、それぞれ2項目に相当する内容が含まれていれば（内容充足率25%以上）、1単位の認定が受けられます。

例えば1つの授業科目E（3単位）に「発達の基礎」4項目と「支援」2項目が含まれていた場合、「発達の基礎」2単位と「支援」1単位に振り分けることができます。もう1つの授業科目F（2単位）に「支援」2項目が含まれていた場合、これは「支援」1単位とすることができ、先の3単位の授業科目Eと合わせて、全体として指定科目の「発達の基礎」「支援」の4単位を満たすことができます（ただし、必ず②を参照してください）。

- ② 次に、1つの授業科目で「発達の基礎」または「支援」の2単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。

2つの授業科目の合算でそれぞれの2単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たす

ことが条件ですので、項目に相当する内容の重複を除いて、「発達の基礎」3項目以上、「支援」3項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば授業科目Gの「支援」2項目と授業科目Hの「支援」2項目のうち、1項目が重複していた場合、2つの授業科目を合わせて「支援」の3項目が含まれていたこととなりますので、2単位が認定されます。

旧制度「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」を、新制度「臨床発達支援の専門性に関する科目」として認定を受ける場合は、「2019年度版 臨床発達心理士認定申請ガイド【旧制度用】」(<https://www.jocdp.jp/>)の「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」の認定条件を参照して、旧制度の申請用紙をお使いください。

同様に、「臨床発達心理学の基礎に関する科目」「認知発達とその支援に関する科目」「社会・情動発達とその支援に関する科目」「言語発達とその支援に関する科目」について、旧制度の科目として認定を受ける場合は、「2019年度版 臨床発達心理士認定申請ガイド【旧制度用】」のそれぞれの科目の認定条件を参照して、旧制度の申請用紙をお使いください。

書き方

指定科目の選択	指定科目ごとに様式が違います。必要な指定科目に対応する様式を選びます。複数の履修科目で1つの指定科目の単位を満たす場合は、当該指定科目の対応表をコピーして履修科目1科目ごとに対応表を作成してください。
氏名	資格認定申請書と同じ氏名を書きます。
履修した科目名(担当者名、単位数)	履修した(履修予定の)授業科目名を記入します。大学院単位修得(見込)証明書(成績証明書)に記載された科目名を正確に記入してください。
シラバスの文言	科目内容基準の内容(項目)ごとに、それに該当するシラバスの文言をそのまま転記します。該当するシラバスの文言がない箇所は、「なし」と記入します(資料5「申請書類記入例」を参照)。
授業内容	科目内容基準の内容(項目)ごとに、授業の内容を記入しますが、①、②のいずれに該当するかで書き方が変わります。 ① シラバスに科目内容基準の内容(項目)が明記されている場合(資料5「申請書類記入例」を参照) シラバスの文言欄同様、該当するシラバスの文言をそのまま転記します(「同左」でも可)。 ② ①以外の場合(シラバスに科目内容基準の内容(項目)ごとの違いが明記されていない場合やその対応が不明瞭な場合等)(資料5「申請書類記入例」を参照) 科目内容基準の内容(項目)との対応が明瞭になるよう授業内容を短くまとめて記入します。
授業担当教員署名	上記、授業内容のうち、②に相当する場合は、できるだけ授業担当教員の署名・捺印をもらってください。②に相当し、かつ授業担当教員の署名・捺印がない場合は、申請者自らが講義ノートを参考にして作成した授業説明(1科目につきA4用紙1枚程度、書式なし)もあわせて提出してください。授業説明は、科目内容基準とシラバスの内容が対応するように記述してください。
科目内容基準が含まれる割合	シラバスに含まれる科目内容基準の項目数を書きます。

申請単位数	この授業科目によって指定科目の何単位分をカバーするか記入します。科目によって、また科目内容基準の項目の含まれるパーセンテージによって、単位数は異なりますので、前項の説明をよく読んで記入してください。
シラバスの添付	下記の項目に従ってシラバスのコピー（あるいはそれに代わるもの）が必要です。年度が明記されたシラバスをA4用紙にコピーして、対応表の後に重ね、ホチキスで綴じます。該当するシラバスだけを切り抜いてコピーするのでも、全体をコピーするのでも構いません。ただし、全体をコピーする場合には、該当するシラバスがわかるように、赤鉛筆（あるいは赤ボールペン）でその部分に囲み線を入れてください。対応表のシラバスの文言に記載した箇所を、添付したシラバス上に明示してください（マーカーで記すなど。また、マーカーなどで記したシラバスの文言のそれぞれが、資料1「指定科目に関する科目内容基準」の項目番号のいずれに該当しているかを、1、6・・・のように明示してください）。

シラバスのコピー

—— タイプI・タイプII-1・タイプII-2の該当者

説明

指定科目として認定を希望する授業科目の授業内容を示すものです。受講した年度の印刷されたシラバスが原則ですが、それが無い場合でも、様式3-2に授業担当教員署名欄に署名・捺印があり、かつ、その余白にその理由が記載されている場合は認定されます。大学院においてシラバスが発行されておらず、また担当教員の逝去等、真にやむをえない事情により担当教員の署名・捺印のある書類が提出できない場合には、それらの事情を証明する書類を提出してください（書式なし）。あわせて、上記、授業内容のうち、②に相当し、かつ授業担当教員の署名・捺印がない場合と同様に、申請者自らが講義ノートを参考にして作成した授業説明（1科目につきA4用紙1枚程度、書式なし）も提出してください。

臨床実習修了証明書 様式4-1

—— タイプI

説明

この書類は指導教員に記入を依頼してください。臨床実習の修了を証明し、その概要を説明するための書類です。指導教員以外がスーパーバイザーになった場合でも、臨床実習の最終的責任は指導教員にあるとみなされますので、指導教員は臨床実習の概要を把握し、修了を証明してください。実習時間の合計は200時間を超えている必要があります。ここでいう時間は、大学等の授業時間数ではなく、実時間（1時間=60分）です。

なお臨床実習については資料3「臨床実習ガイドライン」（p.70～p.80）を熟読してください。

また現職者で大学院在学中の方が臨床経験を臨床実習時間に換算して申請する場合は、次のとおりにしてください。証明書（様式4-1および4-2）は換算した臨床経験の分も含めて、指導教員にまとめて記入してもらってください。その際には「臨床実習における指導の経過」欄に換算した実習時間数（100時間）を記載し、実習時間の内訳には大学院修士課程で正規に行った臨床実習の時間の内訳を記入してもらってください。さらに各項目の時間数の右横に、換算した臨床経験において各項目がどれくらいの割合であったかを%で加筆するように依頼してください。（p.9参照）。